

資料②

特別支援学校と特別支援学級の教科用図書にかかる関係法令（抜粋）

1 教科書の種類と使用義務

【学校教育法第34条第1項】

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

*準用規定・・・法49条（中学校）、82条（特別支援学校）

2 特例 「一般図書」の使用

【学校教育法附則第9条】

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書（＊）を使用することができる。

3 「一般図書」についての定め

【学校教育法施行規則第131条第2項】

文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、該当学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書（＊）を使用することができる。

*通称「一般図書」